

東京都の農業基盤整備事業一覧表

○ 都営事業

特別な地域や規模の大きな事業について、東京都が直営で実施します。

事業名	事業内容
1. 小笠原農業基盤整備事業	小笠原村（父島・母島）における農業振興を図るため、貯水池、パイプライン等のかんがい施設や農道等の基盤整備工事を実施します。
2. 農業用河川工作物 応急対策事業	農業用河川工作物（農業用水堰、取水樋門等）について、治水上緊急に改修が必要な施設について、応急的な対策工事を実施します。
3. 魚道整備事業	多摩川水系に設置された農業用水堰で、魚道が未設置の施設及び河床の低下等により魚類の移動が阻害される等魚道の機能が発揮されていない施設について、魚類の移動を可能にして河川環境を保全するために魚道の整備工事を実施します。

○ 公共土地改良事業（国庫補助）

市町村、土地改良区、農業協同組合等が事業主体となって行う事業について、国費及び都費で補助します。事業の内容により「土地改良法」に基づく各種の手続きを要します。

事業名	事業内容	補助率
1. 基盤整備促進事業	地域の実情に即した農業の生産基盤（区画整理・用排水施設・農道等）の整備を実施し、農業生産性の向上と効率的・安定的な農業経営の実現を推進します。	65～75%
2. 農村総合整備事業	農業の生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図りつつ、快適な生活環境と定住条件が確保された個性的で魅力あるむらづくりを推進します。	75%
3. 美の田園復興事業	良好な農村景観の保全・再生のための土地改良施設等の整備、改修または修景を行い、農業の持続的発展を図ると共に、農村地域の魅力や活力を向上します。	75%
4. 農業集落排水事業	農業集落排水施設の整備又は改築であって、農業振興地域内の農業集落を対象に実施します。	75%
5. 農村振興整備事業 （田園）	農村のもつ豊かな自然や伝統的・文化的な施設の多面的機能を再評価し、ほ場整備により優良農地を確保しつつ、地域の特色を生かした伝統的な農業施設や豊かな田園空間にふさわしい農村景観の保全・復元に配慮した整備（田園空間博物館の整備）を行います。	75%

6. 中山間地域総合整備事業	中山間地域において農業の生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施し、農業生産性の向上を図ります。	80%
7. 農地防災事業	農地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、農業用河川工作物の改修、ため池等の整備及び中山間地域で行う総合的な農地防災対策等を行います。	70～92%
8. 農業水利施設整備事業	水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、これら施設の有する水辺空間等を活用した快適な生活環境を創造するための整備を行ないます。	75%
9. 地域農業水利施設ストックマネジメント事業	過去に団体営事業等で造成した農業用水堰、貯水池、農業用排水路等の農業水利施設について、施設の劣化状況等の調査で定める機能保全計画により更新整備、予防保全対策、事後保全対策を適切に組み合わせて施設の長寿命化を図ります。	65～75%
10. 調査設計事業	上記に掲げる一部の事業について、調査及び設計等を行ないます。	75%

○ 小規模土地改良事業（都単補助）

市町村、土地改良区、農業協同組合等が事業主体となって行う事業について、都の単費で補助します。原則、「土地改良法」に基づく手続きは必要ありません。

国庫補助事業が農業振興地域を対象として行われるのに対し、都単補助事業は特に地域の指定がないので、市街化区域でも実施が可能です。

事業名	事業内容	補助率
1. 基盤整備促進事業	国庫補助事業の対象とならない地区の農業基盤整備経費に対して、都の単費で支援します。 採択基準：受益面積がおおむね2ヘクタール以上であること、他。	50%
2. ほ場整備事業		
3. 農地開発事業		
4. 調査設計事業	上記に掲げる事業について、次のいずれかに該当する調査及び設計等を行ないます。 (1) 土地改良事業計画基本設計 (2) 農業用地下水調査	40%